

上越市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第24号

上越市行政組織規則の一部を改正する規則

上越市行政組織規則（平成14年上越市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「課を」を「課等を」に改める。

第7条第6項中「すこやかなくらし包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

第8条第12項中「にセンター長」を「に所長」に、「副センター長」を「副所長」に改める。

第11条第1項中「副参事」の次に「、副主幹」を、「主査」の次に「、副主査」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 主幹、副参事等は、市長の特命又は上司の命を受けて所掌事務を処理する。

第11条に次の3項を加える。

4 副主幹は、市長の特命若しくは上司の命を受けて所掌事務を処理し、又は上司の命を受けて係等の事務を処理する。

5 主査、副主査、主任等は、上司の命を受けて係等の事務を処理する。

6 副主任、主事、技師、保健師、保育士等は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

別表第1 総合政策部の部総合政策課の項を次のように改める。

総合政策課		企画政策係 企画調整係 統計係
	ふるさと応援室	ふるさと応援係

別表第1 健康福祉部の部福祉課の項を次のように改める。

福祉課		福祉総務係 福祉第一係 福祉第二係
	すこやかなくらし支援室	支援係

別表第1 健康福祉部の部高齢者支援課の項中「介護指導係」を「介護企画係」に改め、同部健康づくり推進課の項を次のように改める。

健康づくり推進課		地域保健係 健康増進係
----------	--	-------------

別表第1 健康福祉部の部すこやかなくらし包括支援センターの項を削り、同表こども・子育て部の部こども政策課の項中「こども政策課」を「こども家庭センター」に、「家庭福祉・

給付係」を「家庭福祉・給付係 母子保健係 こども家庭支援係」に改める。

別表第2 行政機関の部社会福祉事務所の項中「家庭福祉・給付係」を「家庭福祉・給付係 こども家庭支援係」に改める。

別表第3 総合政策部の部総合政策課の款を次のように改める。

総合政策課	企画政策係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方創生に関すること。</li> <li>2 中枢中核都市に係る施策の企画及び調整に関すること。</li> <li>3 地域DXの推進及び行政DXとの連携調整に関すること。</li> </ol>
	企画調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>2 新市建設計画の推進に関すること。</li> <li>3 シティプロモーション施策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>4 地域資源の活用及び販路拡大に係る施策の企画及び調査研究に関すること。</li> <li>5 その他重要な施策の企画及び調査研究に関すること。</li> <li>6 市の施策の総合調整に関すること。</li> <li>7 大学との連携に関すること。</li> <li>8 国、県等の制度及び事業の調査研究に関すること。</li> <li>9 国、県等への要望の総括に関すること。</li> <li>10 奨学金返還支援に関すること。</li> <li>11 市の土地利用構想に関すること。</li> <li>12 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の届出に関すること。</li> <li>13 新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和60年新潟県告示第</li> </ol>

			<p>999号)及び上越市大規模開発行為適正化に関する条例(平成17年上越市条例第77号)に関すること。</p> <p>14 部及び課の庶務に関すること。</p>
		統計係	<p>1 基幹統計調査に関すること。</p> <p>2 各種統計の分析及び評価に関すること。</p> <p>3 その他統計に関すること。</p>
	ふるさと応援室	ふるさと応援係	<p>1 都内コワーキングスペースを活用した首都圏における魅力発信等に関すること。</p> <p>2 ふるさと納税に関すること。</p> <p>3 ふるさと上越ネットワーク及び郷人会等に関すること。</p>

別表第3 総合政策部の部多文化共生課の款移住促進係の項中

「

4 ふるさと上越ネットワーク及び郷人会等に関すること。 を削り、同部地域政策課の

」

「

款自治推進係の項中 8 課の庶務に関すること。 を削り、同課地域コミュニティ活動推

」

「

進係の項中 6 その他地域コミュニティに関すること。 を

」

「

6 その他地域コミュニティに関すること。 に改め、同表総務部の部人事課の款給与係  
7 課の庶務に関すること。

」

の項中

「

3 市町村職員共済組合に関すること(長期給付、共済貸付金、グループ保険等に関する事項に限る。)

」

を削り、同款厚生係の項中「(長期給付、共済貸付金、グループ保険等に関する事項を除く。)」  
を削り、同表財務部の部資産活用課の款資産活用係の項中「8 課の庶務に関すること。」  
を「8 寄附に関すること(ふるさと納税に関することを除く。)」に改め、同款施設経営  
係の項中

「  
2 施設の適正配置及び公共施設等総合管理計画に関すること。  
3 公共施設等の管理手法に関すること。 を  
」

「  
2 公共施設等総合管理計画及び施設の適正配置等に関すること。  
3 公共施設等の管理手法に関すること。 に改め、同表都市整  
4 課の庶務に関すること。  
」

備部の部河川海岸砂防課の款河川海岸砂防係の項中

「  
5 所管する第三セクターの経営に関すること。  
6 課の庶務に関すること。  
7 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する  
こと。 を  
」

「  
5 課の庶務に関すること。  
6 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する に  
こと。  
」

改め、同款まちづくり推進係の項中

「  
7 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する  
こと。 を  
」

「  
7 所管する第三セクターの経営に関すること。  
8 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する に  
こと。  
」

改め、同部建築住宅課の款審査係の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同款公営住宅係の項中「

3 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する  
こと。 を  
」

「  
3 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する  
こと。 に  
4 課の庶務に関すること。  
」

改め、同款住宅対策係の項中

「  
5 課の庶務に関すること。  
6 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する  
こと。 を  
」

「  
5 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関する  
こと。 に  
」

改め、同表健康福祉部の部福祉課の項を次のように改める。

福祉課		福祉総務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉計画の策定及び推進に関する こと。</li> <li>2 民生委員、児童委員及び主任児童委員 に関すること。</li> <li>3 日本赤十字社に関すること。</li> <li>4 社会福祉協議会等との連絡調整に関する こと。</li> <li>5 墓地の新設、変更及び廃止並びに改葬 等に関すること。</li> <li>6 斎場の管理運営に関すること。</li> </ol>
-----	--	-------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 新上越斎場の整備に関する事。</li> <li>8 所管する施設に関する事。</li> <li>9 社会福祉法人の設立及び運営に関する事。</li> <li>10 社会福祉法人の指導及び監査に関する事。</li> <li>11 特別弔慰金及び特別給付金に関する事。</li> <li>12 部及び課の庶務に関する事。</li> </ul>	
	福祉第一係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障害福祉サービスに関する事。</li> <li>2 障害者福祉に係る計画に関する事。</li> <li>3 障害者団体の支援に関する事。</li> <li>4 その他障害者の福祉制度に関する事。</li> </ul>	
	福祉第二係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 障害者に係る各種制度の相談に関する事。</li> <li>2 障害者等に係る各種手当の支給に関する事。</li> <li>3 障害者手帳の交付に関する事。</li> <li>4 障害者の医療費助成に関する事。</li> <li>5 その他障害者の福祉制度に関する事。</li> </ul>	
	すこやかなくらし支援室	支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 福祉に係る総合的な相談支援に関する事。</li> <li>2 虐待の防止に関する事（高齢者虐待の防止及び児童虐待の防止に関する事務を除く。）。</li> <li>3 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画に関する事。</li> <li>4 成年後見制度に関する事。</li> </ul>

別表第3健康福祉部の部高齢者支援課の款介護指導係の項を次のように改める。

介護企画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険事業の企画及び調整に関する事。</li> <li>2 高齢者虐待の防止に関する事。</li> <li>3 地域密着型サービス事業者等の指定に関する事。</li> <li>4 地域支援事業に関する事。</li> <li>5 介護保険事業者の指導に関する事。</li> <li>6 高齢者の福祉に係る社会福祉法人の設立及び運営に関する事。</li> </ol>
-------	---

別表第3健康福祉部の部健康づくり推進課の款を次のように改める。

健康づくり推進課	地域保健係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域保健施策の企画及び調整に関する事。</li> <li>2 感染症の予防に関する事。</li> <li>3 その他公衆衛生に関する事。</li> <li>4 所管する施設に関する事。</li> <li>5 課の庶務に関する事。</li> </ol>
	健康増進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 成人保健に関する事。</li> <li>2 健康増進計画に関する事。</li> <li>3 その他保健事業に関する事。</li> <li>4 健康福祉部及び子ども・子育て部が所管する事務に係る保健指導等に関する事。</li> <li>5 精神保健に関する事。</li> </ol>

別表第3健康福祉部の部すこやかなくらし包括支援センターの款を削り、同表子ども・子育て部子ども政策課の款を次のように改める。

子ども家庭センター	企画管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援施策の企画及び関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>2 子ども・子育て支援総合計画に関する事。</li> <li>3 家庭児童施策の実施に関する事。</li> <li>4 所管する施設に関する事。</li> <li>5 児童館の認可手続に関する事。</li> <li>6 部及び子ども家庭センターの庶務に</li> </ol>
-----------	-------	---

		関すること。
	家庭福祉・給付係	1 妊産婦及び子どもの医療費助成に関するすること。 2 児童手当に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 5 母子生活支援施設への入所に関すること。 6 未熟児養育医療に関すること。 7 若竹寮に関すること。 8 その他児童並びに母子家庭及び父子家庭の福祉に関すること。
	母子保健係	1 母子保健に関すること。 2 乳幼児及び児童に係る予防接種事業に関すること。
	こども家庭支援係	1 子どもの育ちに係る相談支援に関すること。 2 児童虐待の防止に関すること。 3 ヤングケアラーに関すること。

別表第3文化観光部の部魅力創造課の款企画係の項及び交流推進係の項を次のように改める。

企画係	1 地域の魅力向上に関すること。 2 通年観光に関すること。 3 観光交流ビジョンに関すること。 4 観光施策の企画立案及び調査に関すること。 5 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。
交流推進係	1 交流人口拡大に関すること。 2 文化、観光、スポーツ等の連携による



<p>施策の総合調整に関すること。</p> <p>3 交流施策の企画立案及び調査に関すること。</p> <p>4 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。</p> <p>5 広域観光連携に関すること。</p> <p>6 インバウンドの推進に関すること。</p> <p>7 域内交流の促進に関すること。</p> <p>8 上越観光コンベンション協会との連携に関すること。</p> <p>9 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>10 所管する事務に係る集約先総合事務所及び3区総合事務所との連携調整に関すること。</p>
---

別表第4行政機関の部社会福祉事務所の款援護第一係の項中「支援決定」を「自立支援」に改め、同款すこやかにくらし支援係の項を次のように改める。

すこやかにくらし支援係	社会福祉事務所が所管する事務（他の係に係る事務を除く。）に係る相談支援に関すること。
-------------	--

別表第4行政機関の部社会福祉事務所の款家庭福祉・給付係の項の次に次のように加える。

こども家庭支援係	児童虐待に関すること。
----------	-------------

別表第4その他の機関の部女性サポートセンターの款を次のように改める。

女性サポートセンター	女性の職業生活における活躍の推進に関すること。
------------	-------------------------

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(上越市財務規則の一部改正)

2 上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「原子力防災対策室、人権・同和対策室、新型コロナウイルスワクチン接種事務室」を「ふるさと応援室、人権・同和対策室、原子力防災対策室」に改め、同号イ中「第8条第4項から第10項まで」の次に「、第12項」を加え、同条第9号中「副所長、すこやかにくらし包括支援センターにあつては次長」を「、副所長」に改める。

(上越市職員安全衛生管理規則の一部改正)

3 上越市職員安全衛生管理規則(昭和57年上越市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「こども政策課長」を「こども家庭センター所長」に改める。